

積算方法等に関する試行について

【 Ⅱ 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更 】

運用マニュアル

平成 26 年 4 月

山形県県土整備部

II 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

1. はじめに

遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更については、「積算方法等に関する施行について（通知）」（平成26年4月28日付け建企第88号）に基づき試行することとしている。

本試行は建設工事の執行に伴って一部の建設資材のひっ迫が生じ、通常は地域内から調達している砂利等の建設資材についても、安定的に確保するために場合によっては遠隔地から調達せざるを得なくなることが想定される。このため、当該建設資材について当初に調達条件を明示したうえで、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合に、輸送費や購入費用などの調達の実態を反映して設計変更により対応可能とするものである。

2. 対象工事

本試行の対象工事は、次のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 平成26年5月1日以降に施行伺いの建設工事※
- (2) 平成26年5月1日以降に入札（契約）手続き中及び契約中の建設工事※

3. 設計変更の対象項目

通常、地域内から調達する採石、土砂等の建設資材の購入、輸送費等の調達に要する費用及び通常、特定の所在地から調達する仮設材の輸送費等の調達に要する費用。

なお、ここでいう「地域」とは、山形県県土整備部が制定する「土木関係設計単価」で定める「地区」とし、「所在地」とは、山形県県土整備部が制定する「土木工事標準積算基準書[県版]」で定める「所在地」をいう。

4. 対象資材

対象資材は下記のとおり。

- ・ 採石※
- ・ 土砂
- ・ 仮設材

【注意事項】

東北地方整備局での運用では、アスファルト合材、生コンクリートのいわゆる地場資材も対象としているが、資材の性質上、遠方からの輸送が困難なため除外している。
As 合材、生 Co 価格の上昇に係る対応は、「建設工事請負契約約款」第26条（スライド条項）によること。

※採石には、再生クラッシャーラン（RC-40、RC-80等）は含まない。
再生骨材は「山形県再生骨材使用基準」（平成19年3月9日付け、建企第648号）にて運用のこと

5. 主な手続き

- (1) 特記仕様書に以下の記載例を参考に、本試行の対象であることを記載するものとする。平成26年5月1日以降に入札（契約）手続き中または、契約中の建設工事にあつては、受注者に対し以下の記載例に示す内容について指示するものとする。

<記載例>

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資 材 名	規 格	調達地域等
骨材	C-40	〇〇地区
土砂		〇〇地区
仮設材（鋼矢板）	IV型	〇〇市

(2) 監督職員は、受注者より事前協議があった場合には、当初予定していた調達地域等の状況を把握^{*}し、予定地域内で調達困難と判断する場合、協議に応じるものとする。

※在庫状況等の把握方法は、国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課のホームページ（主要建設資材需給・価格動向調査結果、毎月 25 日更新）より概要を確認できる他、資材価格特別調査を受託している建設資材調査機関等を活用する。

<参 考>

国土交通省 HP 政策・仕事>>建設産業・不動産>>建設市場整備トップ>>労働・資材対策>>
[主要建設資材需給・価格動向調査](#)

(3) 監督職員は、受注者から提出される証明書（領収書、支出の適切性を証明する金額計算書等）を確認し、最終精算変更時点の設計書へ反映する。

(4) 積算方法

- ・調達実績単価から当初設計単価差し引いた、増加費用を算出する。
- ・当該施工単価の増加費用分を登録単価（Fコード）にて工種（レベル4）に追加する（当該施工単価の下にFコードで増加費用分を追加する。）。